



ガバナンス

コーポレートガバナンス	152
リスクマネジメント	161
コンプライアンス	165
腐敗防止	169
税の透明性	171

コーポレートガバナンス

方針 コーポレートガバナンス体制 取締役会・監査役会 独立社外役員 指名委員会・報酬委員会
取締役報酬の決定方針および総額 取締役・監査役指名の方針・プロセス 取締役会の実効性評価 政策保有株式の保有方針
監査法人の選定方針と理由

方針

[コーポレートガバナンスに関する基本方針](#)

[内部統制システム構築の基本方針](#)

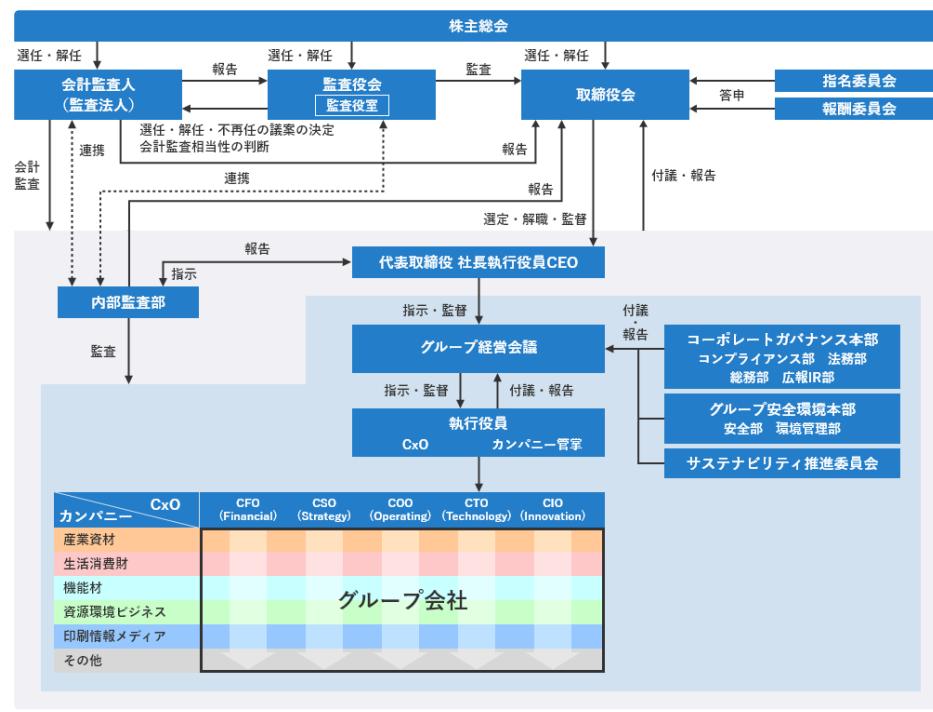
コーポレートガバナンス体制

王子ホールディングスがグループ経営戦略の策定やグループガバナンスの統括を担い、関連の深い事業で構成される各カンパニーが事業運営の中心となるカンパニー制を採用しています。これにより、事業単位の意思決定の迅速化を図ると同時に、経営責任を明確化しています。なお、2025年4月1日より、事業・地域を超えた機能面でのガバナンスを強化するためにCxO制を導入し、カンパニーとのマトリックス型組織としています。

また、王子ホールディングスは監査役会設置会社として、監査役および監査役会による取締役の職務執行の監査を通じて、グループ全体のガバナンス強化を図っています。取締役会は、取締役9名（うち社外取締役4名）、監査役5名（うち社外監査役3名）で構成しており、代表取締役会長が取締役会議長を務めます。

なお、2025年4月1日より、取締役の監督機能と、グループ経営委員の業務執行役としての役割をより明確にするため、役職名をグループ経営委員から執行役員へ変更しています。

サステナビリティ推進体制



コーポレートガバナンス体制図

取締役会・監査役会

取締役会の目的

取締役会は株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るために、下記の役割を果たします。

- 当社グループ全体の方向性を示す経営理念や経営戦略およびこれに基づく投資の実行など、取締役会規程で定められた範囲での重要な業務執行の決定を行う。
 - 取締役会決議を要しない事項については、経営会議で審議をする事項や業務執行取締役による執行権限をグループ規程で定めることによって、迅速果断な決定を支援する。
 - 独立した客観的な立場から、業務執行取締役および執行役員に対する実効性の高い監督を行う。
 - 内部統制システムの構築およびリスク管理体制の整備並びに運用状況の監督を行う。

取締役会の構成

取締役会の定数は原則として15名以内とし、うち2名以上を独立社外取締役とします。また、意思決定の迅速化、業務執行体制の強化および執行責任の明確化を図るため、執行役員を19名（2025年6月下旬）選出し、うち4名は取締役が兼務しています。

役員一覧

取締役会は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るために必要な役割を果たすため、当社グループが営む事業に関する多様な知見と専門性のバランスに留意して構成しております。現在取締役は9名となっており、そのうち4名は独立社外取締役です。（うち、女性取締役3名）。

また、取締役候補の指名と執行役員の選任を行うにあたり、取締役会の諮問機関である指名委員会にて審議を行った上で、取締役会に対して答申します。なお、監査役候補については、指名委員会の諮問を経た上で監査役会の同意を得た後に、取締役会に答申します。

指名委員会は、社外取締役全員によって構成されております。

監査役会の目的

監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において、業務監査および会計監査を行います。

監査役および監査役会は、常勤監査役の有する高度な情報収集力と社外監査役の強固な独立性を有機的に組み合わせ、社外取締役との連携を確保しながら、能動的・積極的な権限の行使に努めます。

また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、監査計画、監査実施状況および計算書類監査結果等について説明を受け、意見交換を行っています。

監査役、内部監査部は月1回程度会合を持ち、監査計画および監査結果については情報を交換するなど連携を図っています。

監査役会の構成

当社における監査役監査は監査役5名（うち、社外監査役3名）で監査役会を構成し、透明性を確保し経営に対する監視・検証を行っています。監査役は監査役会にて定めた監査計画に基づき、取締役会はもとより、その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行について監査を行っています。なお、監査役 山崎昭雄は、当社およびグループ会社で財務経理部門を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。監査役 福地啓子は、税理士として、税務、財務・会計に関する豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を有しております。同氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

独立社外役員

独立社外役員の活動状況および選任理由

王子ホールディングスは、4名の社外取締役と3名の社外監査役を選任し、全員を独立役員に指定しています。独立役員は、取締役会およびコーポレートガバナンス本部管掌役員による経営会議付議案件・取締役会付議予定案件の説明会（原則月2回実施）に出席し、社外取締役は指名委員会および報酬委員会を構成しています。

社外取締役候補者は、高度な専門性と幅広い見識をもち、経営と独立した立場でさまざまなステークホルダーの視点から意見を表明できる人物を選ぶこととしており、社外監査役も人格・見識に優れ高度な専門性と豊富な経験を有する人物から選任しています。

2024年度の取締役会（15回開催）への社外取締役および社外監査役の出席率は、7名平均で99.0%、監査役会（13回開催）への社外監査役の出席率は、100%でした。

社外取締役の2024年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	発言状況および期待される役割に関して行なった職務の概要
社外取締役	奈良 道博	15回中14回 (93.3%)	当社の経営に対して、経営と独立した立場で、弁護士としての法律的な視点を含む多角的な観点および豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に基づいた発言を通じて、期待される役割を果たしています。
社外取締役	長井 聖子	15回中15回 (100%)	当社の経営に対して、経営と独立した立場で、顧客サービスや大学での教育活動で培った専門的な視点を含む多角的な観点および豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に基づいた発言を通じて、期待される役割を果たしています。
社外取締役	小川 広通	15回中15回 (100%)	当社の経営に対して、経営と独立した立場で、小売店や食品メーカーの経営で培った専門的な視点を含む多角的な観点および豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に基づいた発言を通じて、期待される役割を果たしています。
社外取締役	福田 佐知子*	11回中11回 (100%)	当社の経営に対して、経営と独立した立場で、公認会計および弁護士、また、サステナビリティを含む多角的な観点および豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に基づいた発言を通じて、期待される役割を果たしています。

* 福田佐知子氏の出席状況は、2024年6月27日の就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

社外監査役の2024年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
社外監査役	千森 秀郎	15回中15回 (100%)	13回中13回 (100%)	弁護士としての特に企業法務・コーポレートガバナンスの分野における豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	関口 典子	15回中15回 (100%)	13回中13回 (100%)	公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に加え、企業での豊富な実務経験に基づいた発言を行っています。
社外監査役	野々上 尚	15回中15回 (100%)	13回中13回 (100%)	検察官、弁護士としての豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に基づいた発言を行っています。

指名委員会・報酬委員会

指名委員会の目的

社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、取締役および執行役員の指名に係る取締役会の機能の独立性、客觀性および説明責任を強化するため、以下の事項を審議し、取締役会に対して答申します。

- 取締役および監査役候補者の指名方針
- 執行役員の選任方針
- 取締役および監査役候補者の指名、執行役員の選任
- 指名・選任方針を充足しない場合の取締役・監査役および執行役員の解任
- 代表取締役社長執行役員の後継者計画
- 顧問の選任および解任

報酬委員会の目的

社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、取締役および執行役員の報酬に係る取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任を強化するため、以下の事項を審議し、取締役会に対して答申します。

- 取締役・執行役員の報酬体系および水準
- 取締役および執行役員の業績連動報酬、ならびに執行役員の業績評価
- 取締役会の実効性の分析・評価
- 顧問の報酬体系および水準

25年度6月の株主総会より、委員構成を見直しました。各委員会は、社外取締役全員をもって構成し、また委員の中から委員長を選定、取締役会に答申することとしました。

指名委員会・報酬委員会の構成および2024年度開催状況

地位	氏名	指名委員会	出席状況	報酬委員会	出席状況
代表取締役会長	加来 正年		2回/2回		4回/4回
代表取締役社長	磯野 裕之	委員長	2回/2回	委員長	4回/4回
社外取締役	奈良 道博		2回/2回		4回/4回
社外取締役	長井 聖子		2回/2回		4回/4回
社外取締役	小川 広通		2回/2回		4回/4回
社外取締役	福田 佐知子		2回/2回		4回/4回

取締役報酬の決定方針および総額

取締役報酬の決定方針

王子ホールディングスは、取締役会が会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図る上で、役員報酬制度が果たす役割を重視し、制度設計を行っています。報酬体系および決定方針は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に定めており、役員報酬は、固定報酬である基本報酬、および短期的な業績に応じた報酬である賞与ならびに中長期的な企業価値向上を反映する株式報酬によって構成され、報酬委員会が審議を行った上で、取締役会に答申しております。なお、賞与の考課には、ESG評価項目の達成状況についても総合的に勘案されています。

賞与や株式報酬の業績連動方法等の詳細につきましては、有価証券報告書をご参照ください。

有価証券報告書 [▶](#)

業績連動報酬と業績連動報酬以外の割合※（2025年6月株主総会以降）

役職	固定報酬	業績連動報酬			計
		賞与	株式報酬	計	
代表取締役会長	45%	27.5%	27.5%	55%	100%
代表取締役社長執行役員	45%	27.5%	27.5%	55%	100%
代表取締役副社長執行役員	45%	27.5%	27.5%	55%	100%
取締役専務執行役員	45%	27.5%	27.5%	55%	100%
取締役常務執行役員	45%	27.5%	27.5%	55%	100%
社外取締役	100%	—	—	—	100%

※ 業績連動報酬である賞与および株式報酬の変動により、支給割合は変動します。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額、および対象となる役員の員数（2024年度）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員 数(名)	
		固定報酬	業績連動報酬			
			賞与	株式報酬		
取締役（社外取締役を除く）	428	215	98	115	8	
監査役（社外監査役を除く）	56	56	—	—	2	
社外取締役・社外監査役	99	99	—	—	8	

取締役・監査役指名の方針・プロセス

方針

王子ホールディングスの「コーポレートガバナンスに関する基本方針」は、取締役会について「当社グループが営む事業に関する多様な知見と専門性のバランスに留意した取締役によって構成」することとしています。取締役の指名方針は「人格・見識に優れ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する人物を取締役候補者として指名する」とこととし、監査役には「監査役としての職務を実行できる人格・見識に優れ、高い専門性と豊富な経験を有する人物を選任する」ことを、定めています。

プロセス

取締役候補の指名は、取締役会の諮問機関である指名委員会が審議を行い、取締役会に対して答申します。監査役候補の指名は、指名委員会の諮問を経て、監査役会の同意を得た後に、取締役会に対して答申します。

取締役スキルマップ

経営戦略の実現に向けて、取締役会が適切な経営判断を行い、監督機能において高い実効性を発揮するために、取締役会として特に必要なスキルで構成しています。各スキルの定義は次の通りです。

企業経営	企業の持続性や経営戦略の実現に必要となる、基本的なマネジメントスキル
財務・会計 資本戦略	財務面から経営状況を把握し問題提起する、資本効率向上を実現するスキル
イノベーション ものづくり	非連続成長のための革新的な発想や技術を創造する、それを形にするスキル
マーケティング プランディング 市場構造	ニーズを先取りし、製品やサービスを差別化する、新たなビジネスモデルを構築するスキル
事業ポートフォリオ転換 生産体制構築	事業の構築や組み換えを行う、最適な体制のもと安定・効率的に生産するスキル
グローバル	グローバルな視点で問題提起や意思決定を行うスキル
人的資本 DX	多様な人財の育成・活用やデジタル化の推進により業務プロセスを変革するスキル
サステナビリティ ESG	企業経営の基盤であり、持続性の上でも不可欠な、環境・社会・ガバナンスに関するスキル
法務 コンプライアンス リスクマネジメント	法務面から企業活動の監督やリスクに対する予見・提言を行うスキル

項目	役職	指名・報酬委員会	特に期待される役割								
			企業経営	財務・会計 資本戦略	イノベーション ものづくり	マーケティング プランディング 市場構造	事業ポートフォリオ 転換生産体制 構築	グローバル	人的資本DX	サステナビリティESG	法務コンプライアンスリスクマネジメント
加来正年	代表取締役会長		●		●	●	●		●		
磯野裕之	代表取締役社長執行役員		●	●	●		●	●		●	●
鎌田和彦	代表取締役副社長執行役員		●	●		●	●		●	●	●
長谷部明夫	取締役専務執行役員		●			●	●	●			
田熊聰	取締役常務執行役員				●		●	●	●		
長井聖子	社外取締役	○				●			●	●	
小川広通	社外取締役	○	●	●		●					
福田佐知子	社外取締役	○		●						●	●
村木厚子	社外取締役	○							●	●	●

※ ○印は指名・報酬委員会の委員です。

※ ●印は当社の取締役に特に期待される役割になり、各氏が有している全ての能力を表すものではありません。

取締役会の実効性評価

当社取締役会は、取締役会の実効性の分析・評価を毎年実施し、取締役会全体の実効性確保のために必要な措置を講ずるとともに、その結果の概要を開示することを「コーポレートガバナンスに関する基本方針」で定めております。

2024年度の取締役会の実効性を評価するため、2025年4月から5月にかけて、取締役・監査役全員を対象とし、取締役会の役割・構成・運営に関するアンケートを実施しました。評価結果については、社外取締役が参加する報酬委員会で分析を実施後、その分析結果にもとづき、取締役会において審議を実施しました。

その結果、当社取締役会は付随する会議体を含めて、実効性が確保されていることを確認しました。取締役会の役割に関し、グループ経営戦略の策定、方向性の提示ができたか、という設問に対しては、長期ビジョンや中期経営計画策定、及び個別の案件審議・議論を活発に行なったことにより、取締役会による経営陣に対する実効性の高い監督を意識した取締役会の運営がなされ、方向性を明確に示すことができたとの回答が多く得られました。内部統制とリスク管理体制の整備を行い、その運用状況を監督できたか、という設問に対しては、内部統制システムの構築とリスク管理体制は適切に整備されているが、ルール違反や災害発生を撲滅できていないことから、引き続き体制強化が必要との声がありました。ステークホルダーとの建設的な対話を促進したか、という設問に対しては、IR活動に力を入れた意識の高い活動は、建設的な対話を促進ができると評価できるが、更なる活動の充実を求める意見もありました。

2025年4月1日、取締役の監督機能と執行役員としての役割を明確にするため執行役員制度の見直しを行い、これに伴い「グループ経営委員」を「執行役員」に名称変更しました。併せて、CxO制を採用し、より一層グループシナジーの最大化及び全体最適化を図る体制としております。

以上の体制により、実効性のある経営の監視強化が図られているものと判断し、今後も継続的に取締役会の機能向上に必要な施策を適時検討・実施してまいります。

政策保有株式の保有方針

当社は、取引先との業務提携、長期的かつ安定的な関係強化・維持等の観点から、経営戦略の一環として、事業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断される株式を政策的に保有しています。政策保有株式は、毎年取締役会において、個別銘柄ごとの保有意義を検証した上で縮減を進めることとしておりますが、より厳しく管理することで、着実に縮減を進めています。また、縮減対象となった株式の発行企業とは丁寧な対話をを行い、当社の方針についてご理解いただけるよう取り組んでいます。

2024年度は、290億円の政策保有株式の銘柄数を削減しました。なお2025年5月30日公表の中期経営計画2027において、2025年度から2027年度までの3年間に、当社が保有する政策保有株式を450億円、当社グループ会社の退職給付債務に対し積立超過となっている退職給付信託拠出株式210億円の縮減を計画しています。

政策保有株式の個別銘柄の詳細等につきましては、有価証券報告書をご参照ください。

[有価証券報告書](#) >

監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定については、監査品質の維持・向上を実現するための体制を構築していること、独立性および必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模と海外ネットワークを持つこと等を勘案し、判断しています。

また、監査役会は、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

このほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

現会計監査人である有限責任監査法人トーマツについては、その監査遂行能力を①監査法人の品質管理、②監査チーム、③監査報酬等、④監査役とのコミュニケーション、⑤経営者等との関係、⑥グループ監査、⑦不正リスクの7項目を監査役会が評価し、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えていると判断し、2023年度における会計監査人は有限責任監査法人トーマツを再任することに監査役会で同意しました。

なお、業務執行社員のローテーションに関しては公認会計士法等の規程に則り、次の通り運用しています。

- 業務執行社員は連続して7会計期間を超えて監査業務に関与できない。
- 筆頭業務執行社員は連続して5会計期間を超えて監査業務に関与できない。

リスクマネジメント

リスク管理のフレームワークと体制 情報セキュリティ BCP

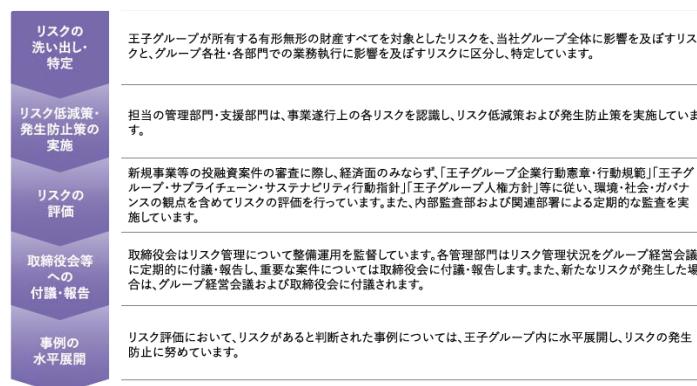
リスク管理のフレームワークと体制

王子グループは、「王子グループ企業行動憲章」に掲げる高い倫理観にもとづいた企業活動を推進し、適切なリスク管理を実践しています。事業展開地域の急速な拡がりに合わせて、グローバルにリスク管理体制を強化し、事業の継続と安定的発展を担保します。

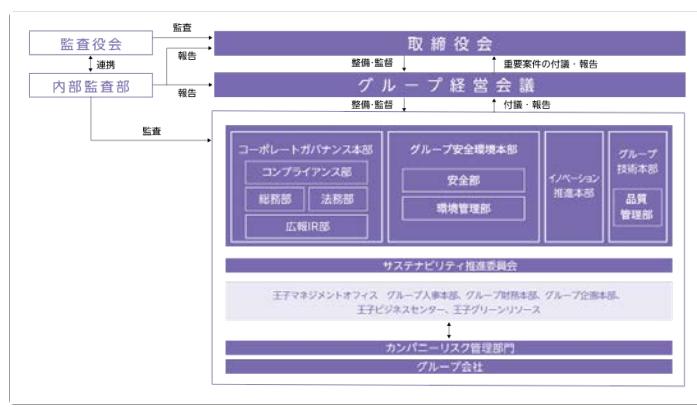
王子グループは、取締役会による整備・監督のもと「グループリスク管理基本規程」を定め、次の流れでリスク管理に取り組んでいます。

王子ホールディングス取締役および執行役員は、管掌する事業・部門におけるリスクに関するグループ経営会議への報告責任を持ちます。重要なリスクについては、取締役会に報告されます。

また、王子ホールディングス取締役会は、リスク管理の有効性について、毎年評価を実施しています。



王子グループのリスク管理体制は下図のように構成され、監査部門とは独立して運営されています。監査役会および内部監査部は、リスク管理状況についても監査を実施しています。



長期的な課題に対するリスク、グループ経営戦略に関するリスク、事業遂行の過程で発生するリスクの3つに分類し、王子グループの財政状態等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクを以下に示します。

リスク項目	
長期的な課題に対するリスク	気候変動
	パンデミック
グループ経営戦略に関するリスク	イノベーションの進展による構造的な需要の変容
	需要の変動
	国際市況の変動
	国内事業
	海外事業
事業遂行の過程で発生するリスク	災害等の発生
	法規制等
	訴訟等
	製造物責任
	為替変動
	金利変動
	情報漏洩

- 主なリスクの内容、主な対応策については、[有価証券報告書 PDF](#)「第2【事業の状況】－3【事業等のリスク】」をご覧ください。

情報セキュリティ

王子グループは、事業活動に伴い獲得する情報を重要資産に位置付け、IT環境の高度化や、情報漏洩、不正アクセス、巧妙化するランサム被害等のサイバー脅威、自然災害に対応すべく、グループ全社で情報セキュリティの推進体制を整備しています。王子ビジネスセンターを情報システムリスク管理統括部門として、情報システムリスクに対するグループ横断的な点検を行い、情報セキュリティの維持管理と改善に取り組んでいます。また同部門内には、サイバーアンシデントに即応する専門チームを設置し、最新のリスク動向を常に把握しつつ、インシデント発生時の支援や、計画的な対応施策の検討・提案、社内広報誌での啓蒙活動および情報発信、標的型メールに対する定期訓練などを実施しています。

最近ではクラウド利用の拡大、リモートワークの普及など働き方の変化や、改正個人情報保護法への対応として、規定の見直しを実施しています。引き続き施策の定着を図るとともに、高度化するサイバー犯罪に対抗するべく、情報セキュリティを強化していきます。



BCP

王子グループでは、事業遂行上の各リスクが発生した緊急時に対応するため、BCP^{※1}をカンパニーごとに策定しています。また、適宜見直しを図りながら、BCM^{※2}に取り組んでいます。

グループ全体で対応すべき重大な事案が発生した場合には、グループ緊急時対策本部を設置。従業員の安否確認や被災状況の把握、顧客企業への供給継続のための迅速な対応を図ります。

※1 BCP : Business Continuity Planの略称。災害や感染症などの緊急事態における事業継続計画。

※2 BCM : Business Continuity Managementの略称。事業継続計画の策定から、その導入・運用・見直しという継続的改善を含む、包括的・統合的な事業継続のためのマネジメント。

グループ防災体制の構築

当社グループでは、火災、地震、風水害などの災害等に備え、グループ防災事務局を常設。災害や事故などの報告ルールを定め、最新の情報を迅速に入手できる体制を整え、災害発生事例等をグループ内で速やかに共有し、再発防止対策にも努めています。また、定期的な防災委員会の開催、安否確認システムを活用した大規模な安否確認訓練や各事業場における防災訓練の実施により、従業員の防災意識の向上と防災対策の強化に取り組んでいます。

リスクを分散する生産拠点の配置とフレキシブルな原材料調達

王子グループ各社は、北海道から九州まで全国各地に生産拠点を構えています。競争力強化のための生産拠点の集約化は進めつつ、一方で事業継続のためのリスク分散にも配慮しています。加えて、生産継続のために、複数社からの原材料調達を基本とし、産地が偏らないこと等、フレキシブルな調達を徹底しています。

インフラリスクの洗出しと対策の実施

地震、大雨、台風等の自然災害に対して、国内の王子グループの生産拠点では、各自治体のハザードマップ等を活用し、水害や土砂災害等の発生を想定し、リスクの洗出しとその対策を実施しています。一例として、長期間にわたる工場全停止を回避するため、電気室の防水対策を強化しています。また、有用な対策事例については、グループ内に積極的に水平展開しています。

地域の自然災害への備えと支援

近年、増加傾向にある自然災害に対して、グループ内の対策だけではなく、地域との連携を強化。現在、全国各地の自治体とグループ合計で163の防災協定を締結しています。災害発生時には段ボールベッドをはじめ、各種段ボール製品を提供するとともに、共同で避難所の設営訓練も行い、感染症対策までを含めた幅広い支援を行っています。

王子グループは、物流を支える段ボール、紙器製品をはじめ、ティッシュ、トイレットロール、マスク等の衛生資材、情報を伝える印刷情報用紙など、世界各地において、社会生活を維持するための生産活動を継続してまいります。



段ボールベッド



自治体との避難所設営訓練

コンプライアンス

体制 公益通報者保護法に準拠した内部通報制度 遵守状況のモニタリング・監査 コンプライアンス違反への対応
王子グループ企業行動憲章・行動規範の周知徹底 企業倫理・コンプライアンス意識の醸成 データ

体制

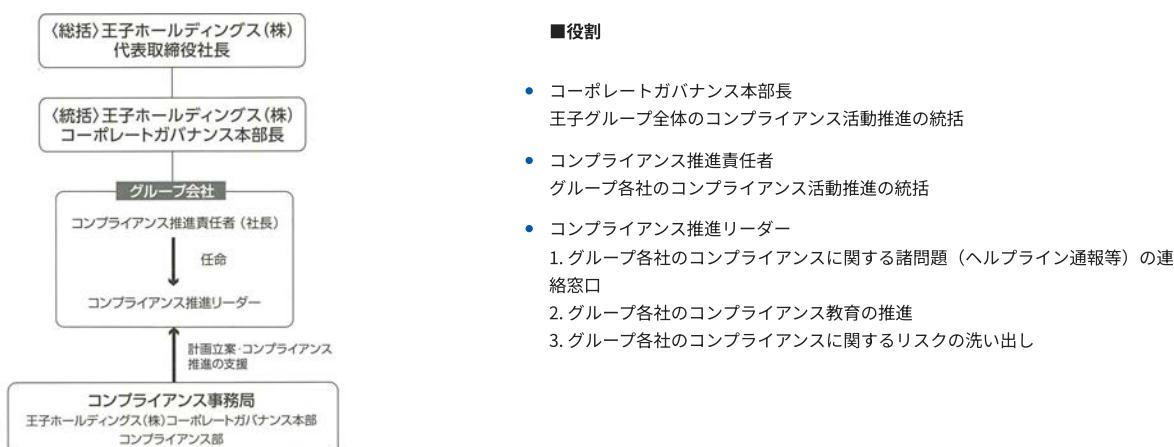
王子グループでは、コンプライアンス部（王子ホールディングス株式会社コーポレートガバナンス本部）により、企業倫理・コンプライアンス推進の方針立案および施策の企画を行っており、王子グループ企業行動憲章・行動規範の策定や腐敗防止に関する規程の制定については、当部および法務部（同じくコーポレートガバナンス本部）が行い、定期的に必要性、有効性を確認した上で適宜、見直し、改定を行っています。

コンプライアンスネットワークとして、国内外のグループ会社に、コンプライアンス責任者、コンプライアンス推進リーダーを配員しており、コンプライアンス部との連携により、各社の従業員まで適切に施策が浸透するための中継を行い、また各社でのコンプライアンス推進活動の中心となって意識の醸成に努めています。

企業倫理・コンプライアンスの責任者は王子ホールディングス代表取締役社長であり、コーポレートガバナンス本部長（常務執行役員）がグループのコンプライアンス活動推進の統括を担っています。

グループのコンプライアンス活動については、コーポレートガバナンス本部長（常務執行役員）から代表取締役社長に報告し、日常的に指示・監督を受けています。また、重要な案件の場合、代表取締役の指示に基づき、グループ経営会議、取締役会、並びに監査役会へ付議・報告を行います。

王子グループコンプライアンス推進体制



公益通報者保護法に準拠した内部通報制度

王子グループ全役員・従業員（パート・アルバイト、派遣社員を含む）および退職者を対象とし、法令違反・不正行為（労務関係、セクハラ・パワハラ関連を含む）の未然防止あるいは早期発見による是正を目的とした相談・通報ができる「コンプライアンスホットライン※」を運用しています。

加えて、通報窓口を社内（王子ホールディングスコンプライアンス部内）と社外（弁護士事務所）に設け、また、取引先の役職員、求職者、インターン等研修受入をした方およびかつてそうであった方の通報、相談も受け付け、ハラスメントや差別等の人権侵害、贈収賄を含む腐敗行為等の不正行為を早期に把握、是正に努めています。

通報者については、公益通報者保護法が規定する通報者の保護を定めたグループ内部通報規程に基づき法的に保護されており、秘密厳守、および通報により報復などの不利益な取り扱いを禁じ、匿名でも可能としています。

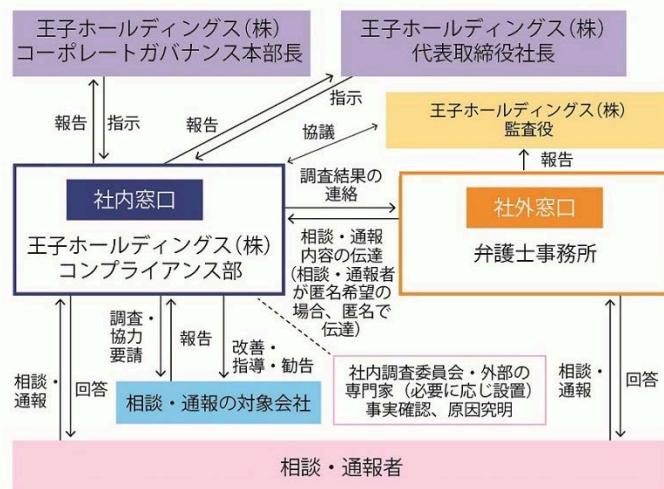
当制度については、王子グループ企業行動憲章・行動規範の冊子に記載し、これらに反する行為があった場合、あるいは反する行為が生じる危険がある場合、速やかに通報可能となるように、全役職員に冊子を配布するとともにインターネットでの掲示を行い、また、「コンプライアンスニュース」により毎月周知を図っております。

なお、内部通報制度の仕組み、通報者への不利益取扱いの禁止、調査にあたっての秘密保持のための情報管理、これらに違反した時の処罰などについては、公益通報者保護法に準拠したグループ内部通報規程を制定し、グループ各社に徹底しております。

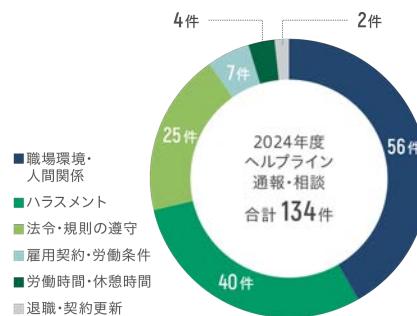
また、社外からの通報は、「王子ホールディングスへのお問い合わせ」の「コンプライアンス窓口」にて承り、当グループ役職員のコンプライアンス違反の個別事案について、コンプライアンス部にて対応しております。従業員と同様、匿名でも受け付けており、秘密厳守としております。

コンプライアンス窓口はコンプライアンス部員が対応しており、各部員は相談対応にあたって、外部の研修会受講、研究会参加、相談員同士で定期的な学習会等を通して、必要な知識やスキルの習得に努めています。

※ 2025年9月までの名称は企業倫理ヘルpline



2024年度の王子グループ企業倫理ヘルplineへの通報・相談件数は134件でした。日常的な職場の上司、同僚のコミュニケーションの行き違いなどの相談も含めた「ハラスメント」「職場環境・人間関係」が7割超を占めています。通報・相談に対しては案件の内容に応じて、基本的にはコンプライアンス部員、あるいは各社のコンプライアンス推進リーダーが、また内容によっては弁護士等第三者的な立場の方に委ねることも含めて、公正な立場で丁寧に調査、対応し、問題の解決、不安の解消に努めています。



遵守状況のモニタリング・監査

遵守状況のモニタリング

内部監査部による監査を定期的に実施し、問題点が摘出された場合は個別に解決のための対策を講ずるなど、コンプライアンスの定着のためのきめ細かな対応を行なっています。また、2年に1回、国内で王子グループ全役員・従業員を対象に意識調査アンケートを実施し、各職場における状況をモニタリングしています。

コンプライアンス違反への対応

王子グループでは、「コンプライアンス違反は法令違反のみならず、王子グループ企業行動憲章・行動規範への抵触、倫理違反」としております。

グループ内でコンプライアンス違反に該当する事案が生じた場合は、「グループリスク管理基本規程」に基づき、発生事業部署から総務部、コンプライアンス部およびコーポレートガバナンス本部長（常務執行役員）へ、さらにはグループCEOへ報告が直ちになされる仕組みとなっております。

発生事案については、コンプライアンス部が中心となり、特に重要案件については監査役会に報告の上、意見交換を行い、助言をもらうなどして、発生事業会社およびカンパニーのコンプライアンス責任者と連携し、事実確認調査、原因究明、対応策および再発防止策を講じております。

企業倫理ヘルpline通報に基づく事案については、公益通報者保護法を遵守し、通報者の保護に留意した上で調査を行うこととしております。

コンプライアンス違反に関与した役職員に対しては、社内の方針や手続きにのっとり、就業規則に基づき懲戒を検討し、必要な場合は懲戒処分を行っております。

事案の対応状況や結果報告は、グループ内部通報規程に基づく内部通報に関わる報告等、コーポレートガバナンス本部長（常務執行役員）からグループ経営会議、取締役会、ならびに監査役会に行っております。

また、該当職場等を対象に事後のフォローアップとしての研修や、意識調査などのモニタリングを実施しております。

王子グループ企業行動憲章・行動規範の周知徹底

2020年10月1日に改訂を行った王子グループ企業行動憲章・行動規範をグループ全役職員に周知徹底するために、各役職員（パート、アルバイト、派遣社員含む）が常に携帯できる小冊子を配布するとともに、コンプライアンス部が基本的な考え方、各条文の説明、チェックポイントについてまとめた解説・教育資料を作成し、国内の王子グループ各事業所の全職場のコンプライアンス会議にてこれをを利用して教育を行っています。

また、海外事業所についても、企業行動憲章・行動規範を各国語に翻訳して全役職員に周知するとともに、教育資料の翻訳を12カ国からスタートし、必要に応じ順次追加しています。翻訳版はコンプライアンス部が国内、海外向けに定期的に発行する「コンプラニュース」にて配布し、グループ各社の各職場でのコンプライアンス会議で活用するなど、企業行動憲章・行動規範の周知ならびに行動規範の実践に努めています。

企業倫理・コンプライアンス意識の醸成

王子グループでは、王子ホールディングスコンプライアンス部主催の研修およびニュースの定期配信等の情報発信と、各グループ会社のコンプライアンス推進リーダーが核となって行う、各職場の全役職員（パート、アルバイト、派遣社員含む）が参加するコンプライアンス会議の定期的な開催や各グループ会社主催のハラスメント等の研修を行っており、相互に連携して企業倫理・コンプライアンス意識を高めることに努めています。

研修

新任管理職、新入社員などの階層別教育による企業倫理・コンプライアンス研修や、ハラスメント、下請法、独禁法、贈収賄防止等をテーマとした定期的な社内研修会を実施しています。

情報発信

「コンプラニュース」を毎月発行し、事例紹介による注意喚起や、王子グループ企業行動憲章・行動規範の解説、および内部通報制度の周知に取り組んでいます。また、コンプライアンスに関わる各種法改正等の案内・周知も積極的に行っております。定期的なコンプライアンス会議を通じて、王子グループ企業行動憲章・行動規範の理解を深め、職場でのコンプライアンス上の問題点の洗い出しや対応策を従業員が自ら考えて、ディスカッションすることで、企業倫理・コンプライアンスへの意識を高めていきます。

コンプライアンス会議の内容は、コンプライアンス部に報告され、有効な取り組みは水平展開されております。なお、国内グループ会社における、役職員のコンプライアンス会議参加率は2024年下期で98.8%でした。

また、コーポレートガバナンスコードに関する基本方針に基づいて、王子グループ各社新任役員（執行役員含む）に対し、経営幹部研修を実施しており、2025年についても4月に実施いたしました。その際、既に就任している役員に対しても、本研修の内容を、知識の確認のため、動画にてポータルサイトを利用し一定期間視聴可能としました。



経営幹部研修の様子

データ

2024年度の王子グループ企業倫理ヘルplineへの通報・相談件数は、134件でした。企業価値を毀損し、経営に悪影響を与える、重大なコンプライアンス違反は発生していません。

ESGデータ



腐敗防止

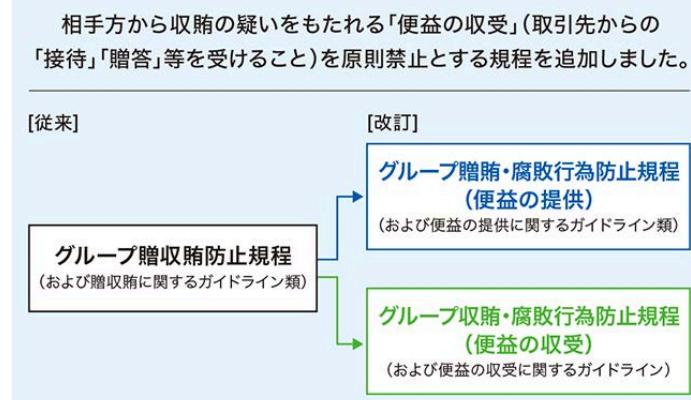
方針 体制 内部通報制度 リスク評価 従業員への浸透 データ

方針

国連グローバル・コンパクト原則10「腐敗防止の取組み」に基づき、取締役会において決定している王子グループ企業行動憲章・行動規範において、「政治、行政との健全な関係」「取引先との誠実、健全な関係の維持」にてあらゆる形態の腐敗防止を明記し、加えて、グループ贈収賄防止関連規程・ガイドラインを改訂し、政治献金の透明性確保や違法な献金・寄付の禁止、贈収賄の禁止等、汚職や腐敗行為を禁じています。

2020年4月から、「便益の提供」に加え、新たに、取引先と健全でかつ良好な関係を築くため、相手方から収賄の疑いを持たれる「便益の收受」（取引先からの「接待」「贈答」等を受けること）を原則禁止とする規程を追加し、グループ各社における対応をより明確かつ具体的にしております。

※ 2020年度 グループ贈収賄防止規程・ガイドラインを改訂しました。



[グループ贈賄・腐敗行為防止規程（便益の提供）](#)

[グループ収賄・腐敗行為防止規程（便益の收受）](#)

体制

腐敗防止については、不正取引の類型としてあらゆる形態の腐敗行為の防止を定めた「グループリスク管理基本規程」においてグループリスクと認識しており、取締役会が整備運用を監督しているリスクの1つです。

内部通報制度

公益通報者保護法に準拠した内部通報制度である「企業倫理ヘルpline」にて、贈収賄を含む腐敗行為をはじめとした不正行為に関する内部通報も受け付けています。

[コンプライアンス](#) 

リスク評価

例えば、事業を行う国や地域特有に贈収賄リスクがあるかの判定、代理店・エージェントの起用に関する審査手続き、便益供与に関する申請と審査手続き、政治献金・寄付金に係る申請手続きを通じて、腐敗に関与しないようリスク評価を行い、リスクが認められる取引は行えない仕組みを整備運用しております。

また、各グループ会社の内部監査において、腐敗防止の観点での定期的なチェックを行い、贈収賄など腐敗取引に関与した役職員に対しては、就業規則に基づき懲戒を検討し、厳正な処分を行っております。

従業員への浸透

腐敗防止の周知徹底は、王子ホールディングスコンプライアンス部が中心となり、同規程の説明会を行っている他、特に贈収賄の可能性がある地域に対して研修を実施しております。また、各グループ会社ではコンプライアンス会議を定期的に開催する中で、行動憲章・行動規範の読み合わせを行い、健全な取引の重要性を常に忘れないよう努めております。王子グループ企業行動憲章・行動規範は全役職員に冊子として配布し、王子ホールディングスHPに掲載しております。また、「グループ贈賄・腐敗行為防止規程」、「グループ收賄・腐敗行為防止規程」およびそれらのガイドラインは役職員が閲覧可能なインターネットに掲載しております。

データ

2024年度において、腐敗防止方針の違反に起因する従業員の解雇、および腐敗に関連する罰金、課徴金および和解金は発生しておりません。

また、政治献金額、寄付金額については、ESGデータ集をご覧ください。

ESGデータ



税の透明性

王子グループ税務方針

王子グループは、創業以来受け継いできた企業としての基本的な価値観および行動理念をもとに、「王子グループ企業行動憲章」を制定し、グループ全体で企業市民としての自覚と高い倫理観をもって企業活動を推進しています。税務に関しては、事業を展開する各国の税務法令等を遵守した適正な納税を通じて、企業価値の向上と社会から信頼される会社を実現できると理解しています。

「王子グループ税務方針」を以下に定め、基本方針を明確にします。

税務ガバナンス

当社グループの税務ガバナンスの責任は、財務担当役員が負っています。また、発見された税務上の重大なリスクについては、本グループ税務方針に則って対応方針を策定し、取締役会で決定します。

本グループ税務方針の制定・改正は、取締役会で決定します。

税務コンプライアンス

当社グループは、事業を展開する各国の税務関連法令・規則等の条文と精神を遵守し、申告・納税を適切に行います。

税務リスク管理

当社グループは、税務当局との間で法令・規則等の解釈に見解の相違が生じる可能性がある税務上の不確実性の高い領域に対して、外部の税務専門家からの助言や税務当局への事前照会制度等を活用し、税務リスクの低減に努めます。

移転価格

当社グループは、OECD移転価格ガイドラインに準拠し、各グループ会社の機能・リスクに応じた独立企業間価格を考慮して、当社グループ会社間の取引価格を決定します。また、創出した価値を事業実態の伴わない低税率国に移転するための価格の設定は行いません。

タックスプランニング

当社グループは、事業実態の伴わないタックスプランニングやタックスヘイブンを活用した恣意的な租税回避を行いません。

税務当局との関係性

当社グループは、各国の税務当局に対して、正常かつ健全な関係を構築します。